

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………（環境推進課）	107
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	107
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	107
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	107
○海岸法に基づく放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定……………（農村整備課）	108
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	108
○森林法による通知に代える公示（2件）……………（治山課）	108
○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課）	109
○道路の供用の開始……………（道路課）	109
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防災害課）	109
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防災害課）	109
○都市計画の変更の決定……………（都市計画課）	110

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	110
------------------------	-----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	110
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	111
○特定調達契約に係る入札の公告……………	111
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	112
○特定調達契約に係る入札の公告……………	113
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	114
○特定調達契約に係る入札の公告……………	114
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	115
○特定調達契約に係る入札の公告……………	116

告 示

北海道告示第149号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

平成26年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域 平成25年北海道告示第515号で指定した区域（稚内市開運2丁目2377番2の一部、2377番5の一部）の一部（次の図のとおり）
- 2 特定有害物質の種類 ベンゼン、鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 掘削除去
（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第150号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年2月18日、日高門別土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第151号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成26年3月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
桜川第2	農業用排水施設、区画整理	北海道空知総合振興局
西上第2	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、除礫	北海道十勝総合振興局
上士幌中央	同	同
中央幕別西	農業用排水施設、農業用道路、客土、暗渠排水、区画整理、除礫	同
忠類	農業用道路、暗渠排水、区画整理、除礫	同

北海道告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成26年3月4日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成26年2月28日

	北海道知事 高橋 はるみ	
地区名	事業の種類	縦覧場所
杵臼	経営体育成基整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理）	北海道空知総合振興局
釧路阿寒	草地整備〔担い手中核型〕（区画整理）	北海道釧路総合振興局
厚岸東部	同	同
浜中西部	同	同

北海道告示第153号

海岸法（昭和31年法律第101号）第8条の2第1項第3号の規定により、海岸の保全上特に支障のある自動車、船舶その他の物件の放置又は入れる行為を禁止する区域（以下「放置等禁止区域」という。）及び当該区域内において放置又は入れる行為を禁止する物件（以下「放置等禁止物件」という。）を次のとおり指定し、平成26年3月10日から施行する。

その関係図面は、北海道農政部農村振興局農村整備課、北海道建設部土木局砂防災害課、及び北海道胆振総合振興局並びに伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 放置等禁止区域

昭和36年北海道告示第1228号で指定した渡島東沿岸伊達海岸のうち、伊達市館山下町353番地先から西浜町80番1地先までの区域とする。

2 放置等禁止物件

自動車及びその部品並びに船舶及びその部品

北海道告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を札幌市役所の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年農林水産省告示第162号のとおりである。

平成26年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

札幌市南区白川1814の408所在の森林について所有権を有する 株式会社イケソー、池田 和子、中垣 祐、中垣 諭、池田 典文、池田 陸美、池田 武司、池田 吉子、池田 昌世、池田 雄一、池田 尚美、池田 尚子、藤田 博之

札幌市南区白川1814の120所在の森林について根抵当権を有する 高栗 頼一

北海道告示第156号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を西興部村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成26年農林水産省告示第162号のとおりである。

平成26年 2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

紋別郡西興部村字上藻949の1、951所在の森林について所有権を有する 安川 嘉一

北海道告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年 2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道
2	路線名	札幌夕張線
3	道路の区域	
	区 間	変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間
	夕張郡栗山町字旭台167番82地先から 同郡栗山町字旭台168番14地先まで	前 17.30mから 57.01mまで 266.55m —
		後 17.30mから 26.03mまで 266.55m —

北海道告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年 2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 八雲今金線	瀬棚郡今金町字日進国有林渡島森林管理署4387林班は小班地先から 同郡今金町字日進658番1地先まで	平成26. 2.28

北海道告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年 2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
温泉2の沢川（I-34-1470）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年 2月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内浦和1（I-3-382-2022）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内浦和2（I-3-383-2023）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内浦和3（I-3-384-2024）
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内浦和（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成26年2月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1 函館圏都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・6・82号	臨空工業団地通	函館市東山町	函館市鈴蘭丘	函館市鈴蘭丘

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 北見都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・3・5号	とん田通	北見市昭和	北見市上とこ	北見市北光

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 帯広圏都市計画下水道に係る事項

- (1) 都市計画の種類 下水道
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 十勝川流域下水道

イ 位置 その他の施設の区域を変更する土地の区域
十勝川浄化センター

(ア) 変更前の区域 帯広市西18条北3丁目及び西19条北3丁目

(イ) 変更後の区域 帯広市西18条北3丁目及び西19条北3丁目
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年2月28日

北海道胆振総合振興局長 田邊 隆久

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 9台 一式
- 2 落札を決定した日
平成26年2月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社道南事務機器
(2) 住所 室蘭市本町1丁目5番7号
- 4 落札金額
30,240円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年1月17日付け北海道胆振総合振興局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成26年2月28日

北海道教育庁石狩教育局長 成田 直彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ミュージックベルほか34件 一式
- 2 落札を決定した日

平成25年12月9日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 株式会社河合楽器製作所
- (2) 住所 静岡県浜松市中区寺島町200番地

4 落札金額

38,535,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年10月25日付け北海道教育庁石狩教育局告示第106号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成26年2月28日

北海道教育庁石狩教育局長 成田直彦

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成25年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成26年2月28日に一般競争入札の公告を行う石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約
- (2) 資格 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロ（一般貸切旅客自動車運送事業）に規定する許可を現に受けている者であること。
- (2) 資格審査の申請する日の直前2営業年度分において種類を同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であり、4の(1)で定める一般競争入札参加資格の審査申請日に

において契約期間中であるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成26年2月28日（金）から同年3月13日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで（3月13日のみ午前11時まで）の間にしなければならない。
- (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道教育庁石狩教育局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月28日

北海道教育庁石狩教育局長 成田直彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（スクールバス借上片道1回当たりの単価）及び調達予定数量
 - ア 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 A（大型バス、添乗員2名）
 - イ 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 B（大型バス、添乗員1名）
 - ウ 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 C（中型バス、添乗員1名）
 - エ 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 D（小型バス、添乗員1名）
 - オ 石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約 E（小型バス、添乗員なし）アからオまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成26年4月7日から平成27年3月24日まで

- (4) 履 行 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成26年北海道教育庁石狩教育局告示第19号に規定する石狩管内特別支援学校スクールバス借上単価契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入 札 日 時 平成26年3月19日（水）午前10時（送付による場合は、同月18日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoii.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5872

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a Bus Charter A (Large-sized bus 2 conductor)
- b Bus Charter B (Large-sized bus 1 conductor)
- c Bus Charter C (Medium-sized bus 1 conductor)
- d Bus Charter D (Small-sized bus 1 conductor)
- e Bus Charter E (Small-sized bus)

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 19, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 18, 2014)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5872

北海道教育庁上川教育局告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成26年2月28日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成25年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成26年2月28日に一般競争入札の公告を行う北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約
- (2) 資 格 北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道鷹栖養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上及び運行業務

2 資 格 要 件

- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。
- (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
 - (2) 正シート数33席以上のバス1台及び正シート数24席以上のバス1台を、自己の責任において用意し、かつ、通学用バス運行业務を実施できること。
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2による。
- 4 資格審査の申請の時期及び方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成26年2月28日（金）から同年3月18日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
 - (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
ア 提出先の名称 北海道鷹栖養護学校事務室
イ 提出先の所在地 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道教育庁上川教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成26年2月28日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称（1回当たりの単価）及び調達予定数量
北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約 正シート数33席以上のバス運行410回（添乗員1名乗車）、正シート数24席以上のバス運行410回（添乗員1名乗車）及び正シート数24席以上のバス運行117回（中送り・添乗員無し）
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 契約期間 平成26年4月8日から平成27年3月24日まで
 - (4) 履行場所 入札説明書による。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
平成26年北海道教育庁上川教育局告示第16号に規定する北海道鷹栖養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道鷹栖養護学校
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入札場所 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 北海道鷹栖養護学校会議室（送付による場合は、郵便番号 071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号 北海道鷹栖養護学校）
 - (2) 入札日時 平成26年3月24日（月）午後1時（送付による場合は、同月20日（木）午後5時までに必着）
 - (3) 開札場所 (1)に同じ。
 - (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交付場所 3に同じ。
 - (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道鷹栖養護学校のホームページ（<http://www.takasuyougo.hokkaido-c.ed.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道鷹栖養護学校
(2) 所 在 地 郵便番号 071-1233 上川郡鷹栖町北野西3条2丁目1番1号
電話番号 0166-87-2279

10 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
Chartered school bus with a driver and a care staff motor coach 410 services and
minibus 527 services (including 117 services without a care staff)
B Bid tendering date and time : 1 : 00 P.M., March 24, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 20, 2014)
C Contact : Hokkaido Takasu School for the Disabled, Kitanonishi 3-jo 2-chome 1-1,
Takasu-cho, Kamikawa-gun, Hokkaido 071-1233 Japan
Phone : 0166-87-2279

北海道教育庁上川教育局告示第18号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成26年2月28日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成25年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成26年2月28日に一般競争入札の公告を行う北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約
(2) 資 格 北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格（以下「資格」という。）
(3) 特 定 役 務 の 種 類 北海道東川養護学校の児童生徒が登下校時に使用する通学用バスの借上及び運行業務

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 申請しようとする日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号のロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいること。
(2) 正シート数45席以上のバス2台及び正シート数22席以上29席以下のバス2台を、自己の責任において用意し、かつ、スクールバス運行業務を実施できること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成26年2月28日（金）から同年3月19日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
(2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道東川養護学校事務室

イ 提出先の所在地 上川郡東川町西10号北36番地

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで、(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

北海道教育庁上川教育局告示第19号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月28日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称（1回当たりの単価）及び調達予定数量
北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約 正シート数45席以上のバス運行回数824回（うち添乗員1名乗車412回）及び正シート数22席以上29席以下のバス運行回数535回（うち添乗員1名乗車123回）
(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
(3) 契 約 期 間 平成26年4月8日から平成27年3月24日まで
(4) 履 行 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成26年北海道教育庁上川教育局告示第18号に規定する北海道東川養護学校通学用バス借上運行単価契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道東川養護学校

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 上川郡東川町西10号北36番地 北海道東川養護学校視聴覚室
(送付による場合は、郵便番号 071-1410 上川郡東川町西10号北36番地 北海道東川養護学校)

(2) 入札日時 平成26年3月24日(月)午後3時(送付による場合は、同月20日(木)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道東川養護学校のホームページ(<http://www.higashikawayougo.hokkaido-c.ed.jp/>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

すべての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、

次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道東川養護学校

(2) 所在地 郵便番号 071-1410 上川郡東川町西10号北36番地
電話番号 0166-82-4586

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

Chartered school bus with a driver motor coach 824 services (including 412 services with a care staff) and minibus 535 services (including 123 services with a care staff)

B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., March 24, 2014

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 20, 2014)

C Contact : Hokkaido Higashikawa School for the Disabled, Nishi 10 Kita 36, Higashikawa-cho, Kamikawa-gun, Hokkaido 071-1410 Japan

Phone : 0166-82-4586

北海道教育庁オホーツク教育局告示第6号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年2月28日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千葉俊文

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

(1) パーソナルコンピュータ 48台

(2) パーソナルコンピュータ 47台

(3) パーソナルコンピュータ 38台

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年2月4日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1)ア 氏名 株式会社オフィスワン

イ 住所 網走市新町1丁目1番8号

(2)ア 氏名 小林株式会社

イ 住所 網走市桂町5丁目3番1号

(3)ア 氏名 株式会社ソーゴ

イ 住所 紋別市港町8丁目2番31号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 5,932,500円

(2) 5,754,000円

- (3) 4,700,220円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁釧路教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年2月28日

北海道教育庁釧路教育局長 宇田賢治

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
- | | |
|----------------------------|------------|
| ア A重油その1（釧路養護学校及び釧路鶴野支援学校） | 40,770リットル |
| イ A重油その2（白糠養護学校及び白糠学園） | 36,000リットル |
- ア及びイについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格1種1号又は2号
- (3) 契約期間 平成26年4月1日から平成26年9月30日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入（油脂・燃料類）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしている者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め

るところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成26年2月28日（金）から同年3月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道釧路総合振興局別館釧路教育局会議室（送付による場合は、郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 平成26年3月25日（火）午前9時30分（送付による場合は、同月24日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成25年8月13日付け北海道教育庁釧路教育局告示第26号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道教育庁釧路教育局のホームページ（<http://www.dokyoioi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/>）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 085-0835 釧路市浦見2丁目1番1号
電話番号 0154-43-9274
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Fuel oil A 40,770 liters
- b Fuel oil A 36,000 liters
- B Bid tendering date and time : 9 : 30 A.M., March 25, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than March 24, 2014)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kushiro District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Urami 2-chome 1-1 Kushiro, Hokkaido 085-0835 Japan
Phone : 0154-43-9274

正 誤

○平成26年2月25日(号外第1号)

北海道条例第1号(北海道農業構造改革支援基金条例)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

1 ページ左欄4行目の次に次のように加える。

北海道農業構造改革支援基金条例